

「津山市ペット霊園の設置等に関する指導要綱」の概要

民間事業者によるペット霊園設置への対応

平成19年5月16日
環境生活課

設置前

概要書の提出（第3条）

近隣住民への周知（第4条）

事業者は近隣住民、関係する町内会等に説明会などを開催し、同意を得るよう努める。

計画書の提出（第5条）

事業者はペット霊園設置計画書（様式第1号）を提出し、市長の同意を得る。

整備基準等（第6条）

- 霊園の整備基準
- ・周辺環境への配慮基準。
 - ・焼却炉の整備基準
 - ・廃掃法に準ずる焼却施設の設置。

工事完了届出書の提出（第7条）

設置後

確認（第8条）

整備基準等に適合しているかを確認。

維持管理（第11条）

事業者は周辺環境、近隣住民等に影響を与えないよう必要な対策を講じる。

事業者は公害又は苦情が発生した場合は、誠意を持って解決にあたる。

地位の中止・廃止・承継の届出（第9・12条）

報告（第13条）

市長は、事業者に対してペット霊園の状況等に関し報告を求めることができる。

要綱を遵守しない事業者への勧告（第14条）